

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する教育研究等の活動の指針

令和2年5月13日（令和5年4月1日変更）
信州大学新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は接触感染と飛沫感染であり、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、また、発症前2日の者や無症候の者からの感染も指摘されている。

感染が急速に拡大し、感染経路の不明な患者の増加した段階では、ハイリスクの屋内環境に限らず、全ての市民を対象として、人と人との接触を徹底して削減することを通してまん延防止を図ったが、感染防止の基本は、一人ひとりが、「三つの密」（密集、密接、密閉）を徹底的に避けるとともに、手洗いや手指消毒、人と人の距離の確保などの行動変容を維持することにある。

新たな感染者数は限定的になったとしてもゼロにはならず、流行の再燃の恐れは否定できない。多くの学生教職員が集う教育機関として、構成員一人ひとりの行動変容を維持し得る環境を確保するため、本指針を定めるものである。

2. 基本的方針

- (1)風邪症状など体調不良が見られる学生教職員が外出しないこと
- (2)学生教職員が基本的な感染防止対策（換気、手洗いや手指消毒）を守って行動すること

3. 主な活動の指針について

- (1)教室等での講義、演習、実験、実習及び実技について(ネットワーク環境提供を含む)
 - ① 適宜手指消毒又は石鹸による手洗いをを行う
 - ② 余裕を持った入退室を周知する
 - ③ 可能であれば常時窓、扉を開放し、少なくとも30分おきに換気をする（数分間2方向）
 - ④ 近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動や、向かい合って大声で発声や歌唱したりする活動は、各団体が作成するガイドラインに従った感染症対策を講じて実施する
 - ⑤ 移動や集合場所、更衣室等において人と人との十分な間隔を確保する
 - ⑥ フィールドワーク等で宿泊（野営を含む）する場合は、参加7日前から基本的な感染対策を徹底する

- ⑦ 学外での活動に伴う自動車での移動は、可能な限り常時車内の空気を入れ替える。
- ⑧ 現場指導者の下で行う臨床・臨地の実習は、本学の指針を参考の上、当該指導者と協議により定めた方針に従って行う

(2)研究室での研究，研究指導及び卒業研究について

- ① 適宜入退室時に手指消毒又は石鹼による手洗いを行う
- ② 事業者との共同研究は、本学の指針を参考の上、当該事業者と協議により定めた方針に従って行う

(3)事務室での業務について

- ① 適宜手指消毒又は石鹼による手洗いを行う
- ② 可能であれば常時窓，扉を開放し，少なくとも 30 分おきに換気をする（数分間 2 方向）。

(4)図書館などの共用施設の業務について

- ① 適宜入退室時に手指消毒又は石鹼による手洗いを行う
- ② 可能であれば常時窓，扉を開放し，少なくとも 30 分おきに換気をする（数分間 2 方向）

(5)食堂について

- ① 手指消毒又は石鹼による手洗いを徹底する。
- ② 人と人との間は 1m 以上の間隔を空けるか，パーテーション等で遮蔽して座れる配置とする
- ③ 利用者の滞在時間を可能な限り短くするとともに，密集にならないよう配慮する
- ④ 可能であれば常時窓，扉を開放し，少なくとも 30 分おきに換気をする（数分間 2 方向）

附 則

1. 本指針は，令和 2 年 9 月 30 日までに，行政や関係団体の動向，他大学等の状況，地域の感染状況等を勘案し，必要があると認めるときは，所要の見直しを行うものとする。